佐賀県立唐津青翔高等学校寄宿舎入退舎要領

1 趣旨

佐賀県立唐津青翔高等学校寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の入退舎の可否を適切に判断するために本要領を定める。

2 入舎対象

（1）本校に入学を予定している者（入学を希望する者を含む）
（2）本校に在籍し、以下のいずれかに該当する者
・玄海町内の民間アパートに単身で居住している者
・シェアハウス等に居住している者

3 入舎基準

寄宿舎に入舎することができる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
（1）交通条件等により、自宅からの通学が困難な者
※「通学が困難」とは、公共交通機関（タクシーを除く）を利用して通学した場合、登校時刻までに登校することができないことをいう（原則、県外在住者）。
（2）その他、学校長が認める者

4 入舎について

（1）入舎の決定
入舎希望者から入舎申込書が提出された場合は、学校長が入舎の可否を決定する。
（2）入舎可能日
新入生の入舎可能日は、原則として入学式の1週間前からとする。
（3）入舎期間
入舎期間は、入舎を許可された日から、原則として卒業する年度の学年末までとする。
ただし、1年次末又は2年次末に退舎を希望する者については、所定の手続を行うことにより、当該年度の学年末をもって退舎することができる。
（4）年度途中の入舎
年度途中の入舎は、原則として認めない。
ただし、年度途中の転入学等により入舎の希望があった場合は、この限りでない。

5 退舎について

寄宿舎を退舎する者は、以下のとおりとする。

（1）学年末の退舎

① 1年次又は2年次の学年末に退舎を希望する者は、原則として1月31日までに退舎届出書を学校長に提出し、3月中旬までに退舎するものとする。

② 3年次の者は、1月31日までに退舎届出書を学校長に提出し、原則として卒業日の14日後までに退舎するものとする。ただし、学校長が必要と認める場合は、退舎期限を一定期間延長することができる。

（2）年度途中の自主的な退舎

年度途中に、本人又は保護者の都合により退舎を希望する者は、退舎届出書を学校長に提出し、その許可を受けるものとする。学校長が退舎を許可した場合は、当該許可を受けた者は、学校長が別途指定する期日までに退舎するものとする。

（3）学校長の判断による退舎

学校長は、入舎者が次のいずれかに該当すると認める場合は、退舎を命じることができる。この場合において、退舎を命じられた者は、学校長が別途指定する期日までに退舎するものとする。

① 入舎基準を満たさなくなった場合

② 寄宿舎の運営に著しく支障を及ぼす行為があった場合

③ 卒業が認められないことが明らかとなった場合

④ その他、学校長が寄宿舎での生活を継続することが適当でないと認める場合

6 舎費

月額21,000円とする。

附則

この要領は、令和9年4月1日から施行する。